

平成18年9月

人事行政の運営等の状況

和歌山県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	-----	1
2 職員の給与の状況	-----	4
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	-----	16
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	-----	17
5 職員のサービスの状況	-----	19
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	-----	20
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	-----	23
8 その他知事が必要と認める事項	-----	24

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	-----	25
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	-----	31
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	-----	43
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	-----	43

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成18年4月1日現在) (単位:人)

試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性	
I種	一般行政職	22	20	6
	土木職	8	5	1
	農業工学職	1	1	1
	建築職	3	3	-
	化学職	2	2	-
	農学職	2	1	-
	林学職	1	1	1
	学校事務職	3	3	2
	警察事務職	2	2	1
	小計	44	38	12
II種	土木職	1	1	-
	小計	1	1	-
III種	一般事務	3	3	1
	土木	1	1	-
	農業	1	1	-
	学校事務	2	2	-
	警察事務	3	3	2
小計	10	10	3	
教員	小学校教員	55	54	30
	中学校教員	35	35	12
	高等学校教員	37	36	10
	特殊教育諸学校教員	20	20	15
	養護教員	3	3	3
	寄宿舎指導員	2	2	1
	実習助手	2	2	2
	小計	154	152	73
	警察官※	警察官A男性一般	48	21
警察官A女性一般	5	2	2	
警察官A男性武道・柔道	1	1	-	
警察官B男性一般	27	25	-	
警察官B女性一般	3	3	3	
小計	84	52	5	
資格免許職等	獣医師	6	6	1
	保健師	1	-	-
	栄養士	1	-	-
	工業技術技師	1	1	1
	職業訓練指導員	1	1	-
	医師	3	3	1
	専任教員	1	1	1
	学校栄養職員	2	2	2
	校務員	3	3	-
	小計	19	17	6
合計	312	270	99	

(平成17年度:平成17年4月1日~平成18年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分	採用者数	内女性	
I種	一般行政職	34	6
	土木職	15	-
	農業工学職	6	3
	建築職	1	-
	化学職	3	1
	農学職	3	1
	林学職	4	1
	水産職	4	-
	学校事務職	2	1
	警察事務職	9	6
小計	81	19	
II種	土木職	1	1
	小計	1	1
III種	一般事務	4	1
	土木	1	-
	農業	1	-
	学校事務	2	1
	警察事務	4	2
小計	12	4	
教員	小学校教員	39	15
	中学校教員	26	12
	高等学校教員	39	12
	特殊教育諸学校教員	16	9
	養護教員	4	4
	寄宿舎指導員	2	1
	小計	126	53
警察官※	警察官A男性一般	54	-
	警察官A女性一般	4	4
	警察官A男性武道・剣道	1	-
	警察官B男性一般	31	-
	警察官B女性一般	3	3
小計	93	7	
資格免許職等	獣医師	4	1
	社会福祉	1	1
	看護師	90	81
	工業技術	3	-
	医師	3	1
	校務員	2	-
	埋蔵文化財技師	2	1
小計	105	85	
合計	418	169	

※平成17年度警察官採用試験合格者数の内、警察官A男性一般20名、同女性一般3名、同男性武道・剣道1名については、17年度中に採用しているため、上記右上表に計上。

(2)再任用職員等の採用・離職状況 (平成18年4月1日現在) (単位:人)

区分	合計		再任用職員数										再任用後の離職(平成17年度)				
			常時勤務職員		短時間勤務職員												
			任期更新	任期更新	16時間以上20時間未満	20時間以上24時間未満	24時間以上28時間未満	28時間以上30時間未満	30時間以上32時間未満	32時間以上	任期更新						
一般行政職	31	14	-	-	31	14	-	-	-	-	31	14	-	-	-	-	30
研究職	4	3	-	-	4	3	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	2
医療職	2	1	-	-	2	1	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	2
技能労務職	11	6	-	-	11	6	-	-	-	-	-	-	-	11	6	-	13
教育職	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
警察職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	54	24	6	0	48	24	0	0	0	0	37	18	0	0	11	6	49

(3)退職者数 (平成17年度) (単位:人)

区分	合計	定年退職	勤務延長	勸奨退職(定年前希望退職を含む)	普通退職	その他			
						分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	176	72	-	54	45	-	-	-	5
研究職	7	4	-	2	1	-	-	-	-
医療職	797	7	-	24	764	-	-	-	2
技能労務職	21	12	-	7	1	-	-	-	1
教育職	708	128	-	187	385	-	-	-	8
警察職	72	36	-	19	12	-	-	-	5
合計	1,781	259	0	293	1,208	0	0	0	21

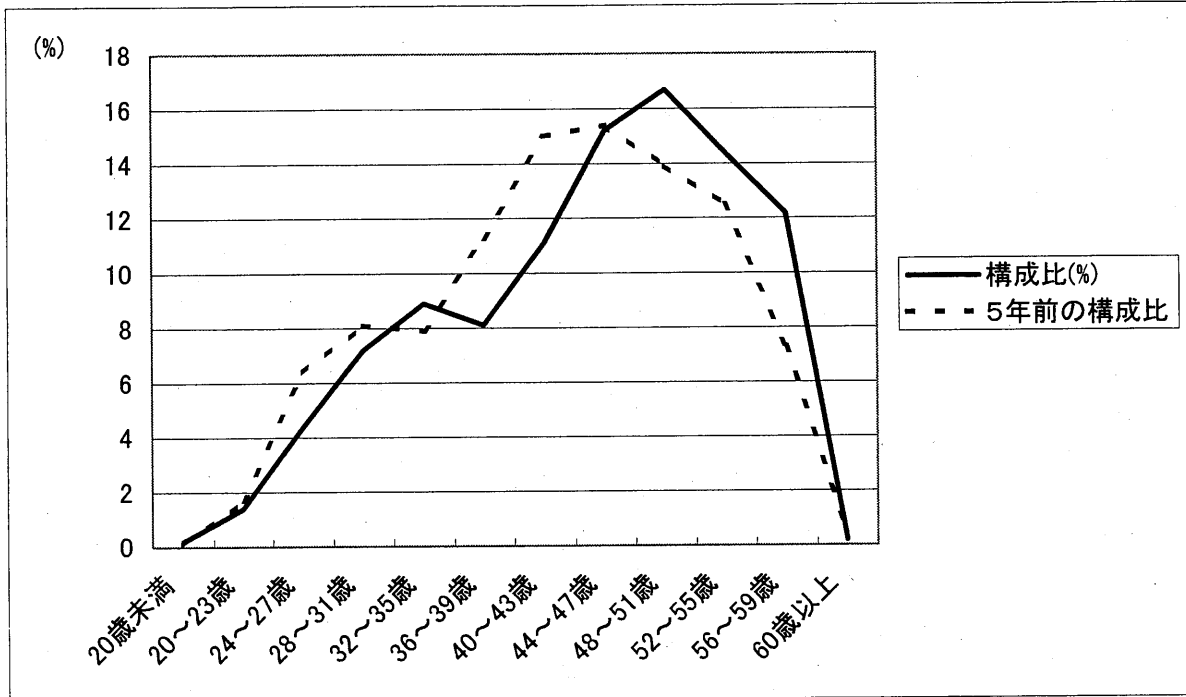
(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位:人)

部門	区分	職員数		増減数	増減理由等
		平成17年	平成18年		
一般行政部門	議会	34	35	▲ 1	主な増減理由 ・指定管理者制度の活用 ・市町村行財政事務の集約 ・生活保護関連業務の減等
	総務企画	806	767	▲ 39	
	税務	165	167	▲ 2	
	民生	356	322	▲ 34	
	衛生	466	468	▲ 2	
	労働	71	72	▲ 1	
	農林水産	939	932	▲ 7	
	商工	224	218	▲ 6	
	土木	886	870	▲ 16	
	小計	3,947	3,851	▲ 96	
特別行政部門	教育	10,245	9,955	▲ 290	児童生徒数減少に伴う教職員の減等
	警察	2,431	2,432	▲ 1	
	小計	12,676	12,387	▲ 289	
普通会計計		16,623	16,238	▲ 385	
公営企業等会計部門	病院	1,253	275	▲ 978	県立医科大学附属病院の独立行政法人化
	その他	50	50	0	
	小計	1,303	325	▲ 978	
合計		17,926	16,563	▲ 1,363	

(注)職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除きます。

(5) 年齢別職員構成の状況(H18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	37人	237人	733人	1,189人	1,475人	1,342人	1,843人	2,510人	2,762人	2,377人	2,027人	31人	16,563人

(6)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(注)目標数値は、平成18年3月公表の「行財政改革推進プラン」のものであります。以下この項において同じ。

① 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	総定員17,926人のうち ▲1,900人(▲10.6%)

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

部門	H17.4.1対象職員	数値目標(率)
一般行政・公営企業等部門	5,250人	
一般行政部門	3,947人	▲1,400人(▲26.7%)
公営企業等部門	1,303人	
特別行政部門	12,676人	
教育部門	10,245人	▲500人(▲3.9%)
警察部門	2,431人	
計	17,926人	▲1,900人(▲10.6%)

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在 単位:人)

部門	区分	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	1年目～5年目 計	(参考) 数値目標
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政 及び 公営企業等	減員	/	1,114					1,114	/
	増員	/	40					40	/
	差引	/	▲1,074					(76.7%)	▲1,400
	職員数	5,250	4,176						3,850
特別行政	減員	/	345					345	/
	増員	/	56					56	/
	差引	/	▲289					(57.8%)	▲500
	職員数	12,676	12,387						12,176
計	減員	/	1,459					1,459	/
	増員	/	96					96	/
	差引	/	▲1,363					(71.7%)	▲1,900
	職員数	17,926	16,563						16,026

(注)1 計画期間は、H17年4月1日～H22年4月1日の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

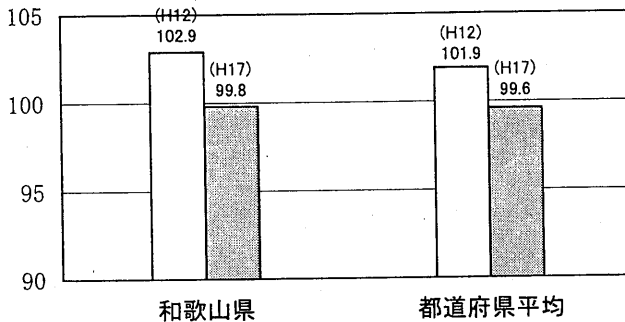
区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	1,060,251	503,152,800	1,892,344	171,285,758	34.0	34.0

イ 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	17,233	76,643,058	14,202,821	32,431,769	123,277,648	7,154

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。(平成17年4月1日現在)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.0 歳	353,257 円	421,231 円
技能労務職	48.4 歳	349,340 円	390,523 円
うち用務員	49.4 歳	336,862 円	365,418 円
うち道路整備員	46.6 歳	339,521 円	402,036 円
うち運転業務員	49.5 歳	368,921 円	427,689 円
高等(特殊・専修・各種)学校教育職	44.9 歳	407,385 円	464,322 円
小・中学校(幼稚園)教育職	47.0 歳	417,239 円	472,384 円
警察職	41.6 歳	349,238 円	467,139 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
3 平成18年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%、管理職以外の職員は給料の1%をそれぞれ減額している。

イ 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区分		和歌山県		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	173,825 円	182,181 円	1種 179,200 円 2種 170,200 円	192,600 円 178,600 円
	高校卒	136,071 円	141,674 円	138,400 円	144,100 円
技能労務職	高校卒	131,745 円	137,152 円	—	—
	中学卒	118,767 円	124,174 円	—	—
高等学校教育職	大学卒	194,077 円	202,730 円	—	—
	高校卒	144,526 円	152,293 円	—	—
小・中学校教育職	大学卒	194,077 円	202,730 円	—	—
	高校卒	144,526 円	152,293 円	—	—
警察職	大学卒	191,718 円	200,665 円	200,800 円	215,800 円
	高校卒	153,571 円	161,830 円	156,200 円	164,600 円

- (注)平成18年度は管理職以外の職員は、給料の1%を減額しています。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成18年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,244 円	334,942 円	382,662 円
	高校卒	226,049 円	272,321 円	327,990 円
技能労務職	高校卒	216,101 円	251,790 円	299,416 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
高等学校教育職	大学卒	306,513 円	365,873 円	408,738 円
	高校卒	該当者なし	298,276 円	該当者なし
小・中学校教育職	大学卒	313,889 円	368,487 円	407,442 円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
警察職	大学卒	288,993 円	343,582 円	381,298 円
	高校卒	252,569 円	302,296 円	348,776 円

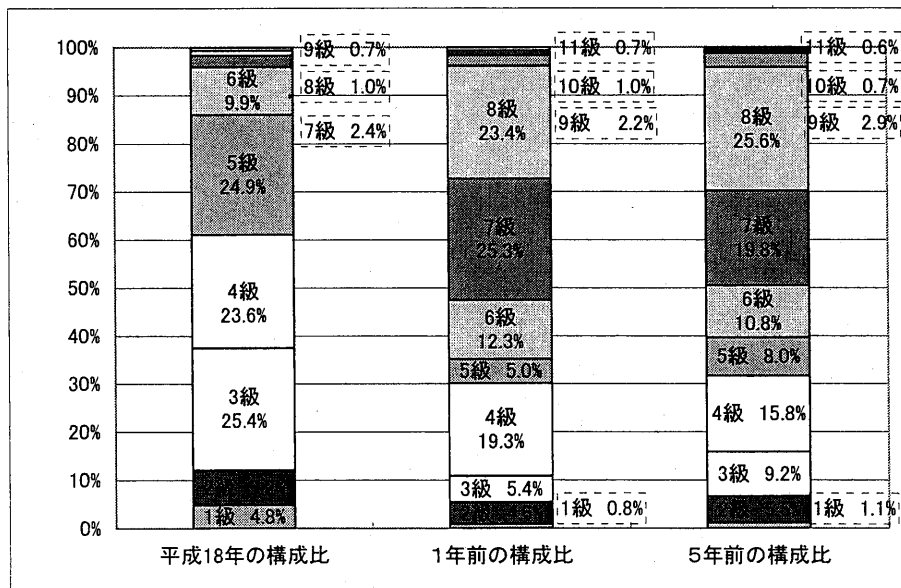
(注)平成18年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%、管理職以外の職員は給料の1%をそれぞれ減額しています。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	31人	0.7%
8級	局長	43人	1.0%
7級	参事・課長	105人	2.4%
6級	課長・副課長	424人	9.9%
5級	課長補佐・班長・主任	1,072人	24.9%
4級	主査	1,015人	23.6%
3級	主査・副主査	1,092人	25.4%
2級	主事・技師	311人	7.2%
1級	主事・技師	207人	4.8%
計		4,300人	100.0%

(注)1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年度から給料表の級区分が以下のとおり統合された。

旧給料表(H17年度まで)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
新給料表(H18年度から)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		

イ昇給期間短縮の状況

区 分		合計	一般行政	技能労務	高等学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職
17年度	職 員 数 A	人 15,163	人 4,391	人 473	人 2,138	人 6,072	人 2,089
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 2,172	人 648	人 70	人 316	人 904	人 234
	比 率 B/A	% 14.3	% 14.8	% 14.8	% 14.8	% 14.9	% 11.2
16年度	職 員 数 A	人 15,396	人 4,462	人 500	人 2,161	人 6,223	人 2,050
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 2,253	人 654	人 74	人 318	人 921	人 286
	比 率 B/A	% 14.6	% 14.7	% 14.8	% 14.7	% 14.8	% 14.0

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県		国	
1人当たり平均支給額(平成17年度)		-	
1,918 千円			
(平成17年度支給割合)		(平成17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 10~20%		・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成18年4月1日現在)

和歌山県			国		
退職 手当の 基本 額	自己都合	勤奨・定年	退職 手当の 基本 額	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
額	(2%~20%)		額	(2%~20%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~79,200円)の60月分	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	1,030 千円 26,928 千円				

(注)1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)			2,029,969 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)			112,958 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
東京都特別区	13 %	27 人	13 %	
大阪市	11 %	7 人	11 %	
和歌山市	3 %	6,646 人	3 %	
和歌山市以外の県内	1.5 %	8,874 人	橋本市1%、その他県内0 %	
異動保障	12~2.4 %	955 人	12~2.4 %	
医師・歯科医師	11 %	30 人	11 %	

(注) 支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額は、調整手当の平成17年度決算によるものである。

工 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)	809,852 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	79,064 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)	53.5 %		
手当の種類(手当数)	43		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入等徴収手当	税外収入の事務に従事する職員又は海草振興局建設部に勤務する職員	出張して、税外収入又は区画整理事業による清算金の滞納者と直接接して行う税外収入等の徴収	月額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防衛訓練、救助訓練等の指導	月額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	月額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱に従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	月額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、業務課又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場面に限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	月額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 2～4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
し尿処理施設等検査手当	保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法に基づく、供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	月額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	月額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	月額800円
特別環境作業従事手当	振興局産業振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる壁等の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	月額300円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局消防保安課又は振興局総務室に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	月額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	月額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	月額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	月額29,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	月額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	月額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	月額500円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	月額120円

複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業	日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特殊学級主任等の担当業務	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	①(7)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額3,200円 (1)児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額3,000円 ②修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額1,700円 部活動で休日等に行うもの 日額1,500円以内
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等	日額560円
警ら用自動車乗務手当	地域警察の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締り警戒等	日額420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等	日額560円(昼間) 日額1,260円(夜間、高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	日額340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	日額280円(現場以外) 日額560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	(1)検視・検証 1体1,600円 (2)検視・検証(損傷著しい死体)、解剖補助 1体3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	日額320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	(1)深夜の全部を含む勤務 1回1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回730円 (3)深夜の一部を含む勤務(2時間未満) 1回410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件5,200円 (2)火薬類の製造施設の災害調査 日額750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断が、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	1回470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(21時から5時まで)において行う業務	1回1,240円

潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う、証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	1時間 400円
航空手当	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う捜索等	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う捜索、救難救助等 1時間 1,900円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	日額 840円
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用(所持)犯人逮捕 日額 1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	2,789,416 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	337 千円
支給実績(平成16年度決算)	2,934,217 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	354 千円

カ その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1) 2人まで 6,000円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合 6,500円) (2) (1)以外 5,000円 3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同じ		2,430,172 千円	236,421 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	920,514 千円	102,166 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過することに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 306,900円	同じ		193,817 千円	707,361 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000～24,500円 (2) 四輪 2,000～44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000～24,500円	1,990,237 千円	130,473 円

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること) 23,000円+加算額(6,000~45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算)	同じ		101,983 千円	316,717 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	8,868 千円	73,289 円
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地8% 2級地6% 1級地4% 準ずる学校2%			179,813 千円	282,281 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	554,359 千円	347,779 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000~12,000円 6時間超 6,000~18,000円	同じ		3,798 千円	27,926 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		267,296 千円	184,980 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	655,602 千円	372,290 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料の月額×支給割合(10~25%)	同じ		1,246,260 千円	723,728 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給(11月~翌年3月) 1 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2 その他の職員 7,360円	同じ		2,997 千円	53,689 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて5,000~20,200円を支給			1,683,442 千円	187,758 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%(管理職手当受給者は4%)を支給			79,546 千円	388,029 円

産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%(定時制通信教育手当受給者は3%)を支給			75,400 千円	339,640 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給日額800円(給料月額8%の範囲内)			16,410 千円	156,286 円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分			給料月額等
給料	知 事		1,212,600 円
	副 知 事		949,400 円
	出 納 長		808,400 円
報酬	議 長		949,400 円
	副 議 長		808,400 円
	議 員		770,800 円
期末手当	知 事	(平成17年度支給割合)	3.3 月分
	副 知 事	(平成17年度支給割合)	3.3 月分
退職手当	知 事	(算定方式)	(支給時期)
	副 知 事	129万円×在職月数×0.8 (任期毎)	
	出 納 長	101万円×在職月数×0.6 (任期毎)	
		86万円×在職月数×0.4 (任期毎)	

(注) 厳しい財政状況を踏まえ、18年度は知事・副知事・出納長の給料、議長・副議長・議員の報酬をそれぞれ6%減額しています。

(6) 公営企業職員の状況

1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
17	656,853	106,045	219,424	33.4	37.2

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
18	21	101,327	16,811	43,229	161,367	7,684

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成18年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
47.1 歳	382,522 円	599,032 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成17年度)		1,878 千円
(平成17年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成18年4月1日現在)

退職(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分	
(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	— 千円 27,316 千円	

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		2,977 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		129,444 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3 %	11 人	3 %
和歌山市以外の県内	1.5 %	6 人	1.5 %
異動保障	3~2.4 %	4 人	3~2.4 %

(注) 支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額は、調整手当の平成17年度決算によるものである。

エ 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)				7 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)				1,150 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)				26.1 %
手当の種類(手当数)				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、または水道管の破裂等特別な危険の生じる恐れのある下水道内において調査または検査	① 日額 300円 ② 日額 500円	
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した現場(工業用水道の取水口及びびすい道)において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額 800円	
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	日額 1,000円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	1,354 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	59 千円
支給実績(平成16年度決算)	2,737 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	130 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1) 2人まで 6,000円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合 6,500円) (2) (1)以外 5,000円 3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同じ		4,134 千円	179,717 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	1,611 千円	70,026 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~24,500円	3,304 千円	143,668 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 1回 5,100円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	36 千円	5,100 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料の月額×支給割合(12~16%)	同じ		3,058 千円	764,623 円

2) 土地造成事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
17	1,126,022	-410,738	12,729	1.1	6.2

イ 予算

区分	職員数 A	給 与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
18	2	7,070	1,056	2,946	11,072	5,536

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成18年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
36.5 歳	298,048 円	463,768 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成17年度)		1,323 千円
(平成17年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成18年4月1日現在)

退職(支給率)	自己都合	勤奨・定年
退職手当の 基本額	勤続20年 23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年 33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年 47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額 59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分	
(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注)1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		219 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		109,258 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3 %	2 人	3 %

(注) 支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額は、調整手当の平成17年度決算によるものである。

エ 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	177 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	88 千円
支給実績(平成16年度決算)	39 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	8 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1) 2人まで 6,000円 (そのうち1人については、 配偶者がいない場合 11,000円、 扶養親族でない配偶者が いる場合 6,500円) (2) (1)以外 5,000円 3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同じ		160 千円	160,000 円
住居手当	1 住居を借り受け月額 12,000円を超える家賃を支 払っている職員(借家) 最 高27,000円 2 自宅を所有している職員 (自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	339 千円	169,500 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上 で、交通機関を利用し、ある いは交通用具を使用して通 勤している職員 1 交通機関 限度額 55,000 円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~ 24,500円	55 千円	27,600 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成18年4月1日現在) (2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成18年4月1日現在)

ア 1週間の正規の勤務時間

イ 開始時刻	9:00
ウ 終了時刻	17:45
エ 休憩時間	12:15～13:00
オ 休憩時間	12:00～12:15
	17:30～17:45

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3)一般職員の年休の使用状況 (平成17年1月1日～平成17年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率(%) (b)/(a)
知事部局	168,703.7日	48,260.1日	4,453人	10.8	28.6
教育委員会	136,052日	39,148日	3,573人	11.0	28.8
警察本部	91,595日	13,822.5日	2,325人	5.9	15.1

(注)教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含みません。

(4)特別休暇の導入状況 (平成18年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 証人・参考人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
7 つわり	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じ付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間から産後8週間を経過する日
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各45分
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日以内
15 職員の子の婚礼	1日
16 法事等	慣習上最低限の期間
17 忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
18 夏季	原則連続する3日
19 永年勤続	連続する3日の範囲内
20 感染症等	必要と認められる期間
21 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
22 出勤困難	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成17年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)								
			計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
知事部局	男性職員	3	3	1	2	-	-	-	-	-	-
	女性職員	4	4	-	3	-	1	-	-	-	-
	計	7	7	1	5	0	1	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	7	7	1	4	2	-	-	-	-	-
	女性職員	55	55	6	23	17	7	-	2	-	-
	計	62	62	7	27	19	7	0	2	0	0
警察本部	男性職員	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性職員	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(17年度)

(単位:人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由・任命権者							
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局	-	-	/	/	0	/
	教育委員会	-	-	/	/	0	/
	警察本部	-	-	/	/	0	/
	小計	0	0	/	/	0	/
(2)心身の故障の場合	知事部局	-	-	53	/	53	/
	教育委員会	-	-	140	/	140	/
	警察本部	-	-	17	/	17	/
	小計	0	0	210	/	210	/
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局	-	-	/	/	0	/
	教育委員会	-	-	/	/	0	/
	警察本部	-	-	/	/	0	/
	小計	0	0	/	/	0	/
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局	-	-	/	/	0	/
	教育委員会	-	-	/	/	0	/
	警察本部	-	-	/	/	0	/
	小計	0	0	/	/	0	/
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局	/	/	-	/	0	/
	教育委員会	/	/	-	/	0	/
	警察本部	/	/	-	/	0	/
	小計	/	/	0	/	0	/
(6)条例で定める事由による場合	知事部局	/	/	-	-	0	/
	教育委員会	/	/	-	-	0	/
	警察本部	/	/	-	-	0	/
	小計	/	/	0	0	0	/
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	0	53	0	53	/
	教育委員会	0	0	140	0	140	/
	警察本部	0	0	17	0	17	/
	合計	0	0	210	0	210	/
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局	/	/	/	/	/	-
	教育委員会	/	/	/	/	/	-
	警察本部	/	/	/	/	/	-
	小計	/	/	/	/	/	0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局	/	/	/	/	/	-
	教育委員会	/	/	/	/	/	-
	警察本部	/	/	/	/	/	-
	小計	/	/	/	/	/	0

(2)懲戒処分者数(17年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局	-	-	-	-	0
	教育委員会	-	-	-	-	0
	警察本部	-	-	-	-	0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	5	-	-	-	5
	教育委員会	7	3	-	-	10
	警察本部	1	-	-	-	1
	小計	13	3	0	0	16
(3)一般非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局	-	-	-	-	0
	教育委員会	-	-	-	-	0
	警察本部	-	1	-	-	1
	小計	0	1	0	0	1
(4)収賄等関係	知事部局	-	-	-	-	0
	教育委員会	-	-	-	-	0
	警察本部	-	-	-	-	0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局	-	1	2	-	3
	教育委員会	-	-	1	-	1
	警察本部	-	-	-	-	0
	小計	0	1	3	0	4
(6)監督責任	知事部局	-	-	-	-	0
	教育委員会	1	-	-	-	1
	警察本部	-	-	-	-	0
	小計	1	0	0	0	1
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	5	1	2	0	8
	教育委員会	8	3	1	0	12
	警察本部	1	1	0	0	2
	合計	14	5	3	0	22

5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得者数 (平成17年度)

(単位:人)

区分	性別等	育児休業取得者数		部分休業取得者数	平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			育休取得率
		取得者数	うち両休業取得者数	取得者数	育児休業対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	
知事部局	男性職員	-	-	-	22	-	-	0.0%
		1	-	-				
	女性職員	44	-	-	44	44	-	100.0%
		57	-	-				
計	44	0	0	66	44	0	66.7%	
	58	0	0					
教育委員会	男性職員	-	-	-	113	-	-	0.0%
		-	-	-				
	女性職員	93	-	-	93	93	-	100.0%
		118	-	-				
計	93	0	0	206	93	0	45.1%	
	118	0	0					
警察本部	男性職員	-	-	-	70	-	-	0.0%
		-	-	-				
	女性職員	13	-	-	13	13	-	100.0%
		15	-	-				
計	13	0	0	83	13	0	15.7%	
	15	0	0					

(注)「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成17年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成16年度から平成17年度にかけて引き続けている者の数を記入

(2) 修学部分休業制度の実施状況 (平成17年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	-
警察本部	○	-

(3) 高齢者部分休業の実施状況 (平成17年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	-
教育委員会	○	-
警察本部	○	-

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修状況 (平成17年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
一般研修	新規採用職員研修(前期、中期、後期)	知事部局職員(新規採用職員)	2	13	83	
	新規採用看護職員研修	知事部局職員(新規採用看護職員)	1	3	93	
	本科研修	知事部局職員(採用後5年目の者)	2	1	86	
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級)	2	1	56	
	新任課長補佐研修	知事部局職員(新任課長補佐級)	2	3	94	
	新任課長・管理者研修	知事部局職員(新任課長級)	2	3	73	
	教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新採職員)	1	2	38	
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	1	387	
	初任科	警察本部職員(新採警察官A)	1	177	58	
	初任科	警察本部職員(新採警察官B)	1	302	31	
	一般職員初任科	警察本部職員(新採一般職員)	1	27	13	
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官A)	1	61	86	
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官B)	1	79	25	
	幹部研修	警察本部職員(警部以上)	2	2	218	
	人権研修	警察本部職員(警部補以下)	10	9	883	警察学校・警察署を含む
特別研修	創造的問題解決研修	知事部局職員	2	2	95	
	公共マーケティング研修	(係長級昇任前の職員等)	2	2	68	
	企画書作成技術研修	知事部局職員	2	2	59	
	ファシリテーター養成研修	(課長補佐級昇任前の職員等)	2	2	73	
	政策形成能力開発研修		1	11	5	
	政策形成能力向上研修		1	2	49	
	話し方講座		2	2	70	
	交渉力強化研修		2	2	62	
	ディベート研修		1	2	28	
	プレゼンテーション研修		2	2	83	
	住民との対話能力向上研修		2	2	43	
	民法講座(基礎)		2	3	103	
	民法講座(演習)		1	2	21	
	行政法基礎講座	知事部局職員(全職員)	2	2	99	
	行政法講座(演習)		1	2	19	
	条例研究講座		1	2	38	
	地方自治法講座		2	2	121	
	統計分析講座		3	2	177	
	契約実務講座(基礎)		1	1	98	
	契約実務講座(応用)		1	1	58	
	簿記・企業会計研修(基礎)		1	1	40	
	簿記・企業会計研修(応用)		1	1	40	
	訴訟対応研修(基礎)		1	1	102	
	訴訟対応研修(応用)		1	1	64	
	目標による管理研修	知事部局職員	2	2	67	
	リスクマネジメント研修	(課長補佐級以上の職員等)	2	2	72	
	カウンセリングマインド研修		3	2	92	
	行政サービス向上研修		2	1	99	
	CS(住民満足度)向上研修	知事部局職員(全職員)	1	2	35	
	NPO入門研修		1	1	40	
	NPOとの協働研修		1	2	40	
	職場研修委員研修(新任)	知事部局職員(新職場研修委員)	2	2	87	
	現業技能職員吏員昇任研修	知事部局職員(現業技能職員)	1	1	8	
セミナー	法務セミナー		2	1	134	
	オープンセミナー	知事部局職員(全職員)	4	1	1,223	
	接遇セミナー		2	1	80	
	管理者セミナー	知事部局職員(課長職以上の職員)	1	1	201	
	職員研究発表会	知事部局職員(職場研修委員)	1	1	26	
	職場研修指導者セミナー		5	1	396	
	人権・同和特別研修指導責任者セミナー	知事部局職員(職場研修委員等)	1	1	90	
基本研修	教育経営研修講座	教育委員会職員(管理職(校長・教頭))	5	1	137	
	新任教務主任研修	教育委員会職員(新任教務主任)	1	1	74	
	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	48	1	106	
	初任者研修(宿泊研修)		1	3	106	
	5年経験者研修	教育委員会職員(5年経験者教員)	7	1	62	
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	15	1	117	
	特殊教育新任担当教員研修	教育委員会職員(特殊教育新任担当教員)	10	1	54	
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	12	1	4	
	養護教員10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者養護教員)	10	1	4	

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
専 門 研 修	国語教育研修講座	教育委員会職員(教員)	4	1	94		
	社会科教育研修講座		4	1	43		
	算数・数学教育研修講座		4	1	67		
	理科教育研修講座		7	1	104		
	理科自然観察研修講座		1	1	32		
	高等学校助手(理科)研修講座		教育委員会職員(理科助手)	1	1	8	
	生活科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	2	1	15		
	音楽科教育研修講座		1	1	34		
	英語科教育研修講座		3	1	59		
	英語科教育研修講座(集中研修)		1	7	84		
	図画工作教育研修講座		1	1	36		
	家庭科教育研修講座		1	1	5		
	産業教育研修講座		1	1	10		
	電子顕微鏡活用研修講座		4	1	39		
	四季の星座研修講座		4	1	87		
	環境教育研修講座		1	1	76		
	ふるさと和歌山発見研修講座		1	1	56		
	国際理解教育研修講座		1	1	43		
	「総合的な学習の時間」研修講座		1	1	20		
	道徳教育研修講座		1	1	81		
	生徒指導研修講座		1	1	56		
	学級経営研修講座		1	1	82		
	人権教育研修講座		1	1	68		
	へき地・複式教育研修講座		2	1	41		
	学校における危機管理研修講座		1	1	53		
	いのちの教育研修講座		1	1	69		
	不応問題対策研修講座		2	1	68		
	ソーシャルスキルトレーニング研修講座		3	1	85		
	マネジメント研修講座		2	1	67		
	授業力向上研修講座		1	1	66		
	国語力向上研修講座		1	1	38		
	特別支援教育研修講座		5	1	144		
	知的障害児・肢体不自由児教育研修講座		6	1	544		
	病慮弱児教育研修講座		1	1	45		
	視覚障害児教育研修講座		1	1	60		
	聴覚障害児教育研修講座		1	1	72		
	管理職のための教育相談研修		教育委員会職員(校長・教頭)	2	1	31	
	管理職のための情報活用研修講座			1	1	18	
	警部補任用科		警察本部職員(昇任予定の巡査部長)	1	12	16	
	巡査部長任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査長)	1	12	14		
	刑事任用科	警察本部職員(刑事警察任用予定者)	1	24	13		
	交通任用科	警察本部職員(交通警察任用予定者)	1	5	13		
	警備任用科	警察本部職員(警備警察任用予定者)	1	5	13		
	けん銃指導者専科	警察本部職員 (警部補以下の警察官)	1	4	16		
	警察安全相談・被害者対策専科		1	5	14		
	生活安全捜査専科		1	12	13		
	警護専科		1	5	17		
緊急自動車運転技能者専科	1		4	8			
交通実務専科	1		11	15			
特殊犯捜査専科	1		5	19			
看守任用専科	1		10	23			
地域実務専科	1		5	16			
逮捕術指導者専科	1		5	16			
緊急二輪専科	1		16	10			
組織犯罪捜査専科	1		5	18			
鑑識専科	1		9	23			
総合実務専科	7		3	119			
教 育 報	学校経営に係る情報教育研修講座		教育委員会職員(教員)	5	1	111	
	教育研究に係る研修講座	19		1	250		
	学習評価に係る情報教育研修講座	2		1	27		
	学習指導に係る情報教育研修講座	6		1	61		
	専門性向上に係る情報教育研修講座	4		1	77		
	操作技能向上に係る情報教育研修講座	1		1	26		
	カリキュラム開発推進事業(学校別研修会)	7		1	55		
カリキュラム開発推進事業(全体研修会)	2	1	16				
相 談 教 育	地方教育相談推進研修会	教育委員会職員(教員)	8	1	7		
	教育相談主事等派遣事業等に係る研修		160	1	3,726		
	教育相談担当者養成研修		4	1	53		
長 期 研 修	長期研修員研修	教育委員会職員(選考された教員)	1	1年	12		
	教員の長期社会体験研修		1	6月	12		
	教員の長期社会体験研修		1	1年	5		
合 計					14,627		

(2)勤務成績の評定状況 (平成17年度)

任命権者	被評定者	評定者	調整者	評定方法	自己評価の有無	評定要素	評定結果の活用
知事部局	次長級職員	各部長	総務部長	5段階の絶対評価	有	実績(仕事の成果・課題解決・改革性)・能力(構想力・判断力・折衝力・育成力・粘着力)・姿勢(積極性・責任感・協調性・経営感覚・倫理観)	任用、能力開発、人事配置等の人事管理の基礎資料
	ポスト課長職員	各部の局長又は総務局長等	総務部長	5段階の絶対評価	有	実績(仕事の成果・課題解決・改革性)・能力(構想力・判断力・折衝力・育成力・粘着力)・姿勢(積極性・責任感・協調性・経営感覚・倫理観)	
	課長級職員	所属局長又は総務局長の部長等	総務部長	5段階の絶対評価	有	実績(仕事の成果・課題解決・改革性)・能力(構想力・判断力・折衝力・育成力・粘着力)・姿勢(積極性・責任感・協調性・経営感覚・倫理観)	
	補佐級職員	所属長	総務部長	5段階の絶対評価	有	実績(仕事の成果・業務改善・課題解決)・能力(知識の活用・創造性・判断力・折衝力・育成力・粘着力)・姿勢(積極性・責任感・協調性・コスト意識・規律性)	
	係長級職員	所属長	総務部長	5段階の絶対評価	有	実績(仕事の成果・業務改善・課題解決)・能力(知識の活用・創造性・判断力・折衝力・育成力)・姿勢(積極性・責任感・協調性・コスト意識・規律性)	
	事務技術職員	所属長	総務部長	5段階の絶対評価	有	実績(仕事の成果・業務改善)・能力(知識の活用・創造性・理解・判断力・応対・折衝力)・姿勢(積極性・責任感・協調性・コスト意識・規律性)	
	現業職員	所属長	総務部長	5段階の絶対評価	有	実績(仕事の成果)・能力(注意力・熟練性・体力)・姿勢(積極性・責任感・協調性・コスト意識・規律性)	
	県立学校校長	県教育長	—	3段階の絶対評価	無	教育の計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌理、地域社会との連携	
	県立学校校長以外	県立学校校長	県教育長	3段階の絶対評価	無	職種により異なる(教諭の場合:学級経営、学習指導、生活指導、研修、公務の処理)	
	事務局職員	所属長	—	3段階の絶対評価	無	事務の成果、職務に対する態度、職員の指導と管理	
教育委員会	課長職	局長	県教育長	3段階の絶対評価	無	人事管理の基礎資料	
	局長	局長	—	3段階の絶対評価	無		
	学校以外の教育機関の職員	所・館長	—	3段階の絶対評価	無		
	所・館長	局長	県教育長	3段階の絶対評価	無		
	参事官	所管部長	署務部長	5段階の絶対評価	有		実績(能力・姿勢・管理能力)・人物(社会面・活動面・精神面等)
	次席・管理官・副署長等	所管部長	所管部長	5段階の絶対評価	有		実績(能力・姿勢・管理能力)・人物(社会面・活動面・精神面等)
	調査官・課長補佐・審議官等	管理官等	所屬長	5段階の絶対評価	有		実績(能力・姿勢・管理能力)・人物(社会面・活動面・精神面等)
	係長・主任・係員	担当補佐・審議長等	副署長・次席等	5段階の絶対評価	有		実績(能力・姿勢・処理能力)・人物(社会面・活動面・精神面等)
	初任科生	担当教官	副校長・校長補佐	5段階の絶対評価	有		学業成績(学科・術科)・勤務(生活評価・功労評価等)
	警察本部	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動		昇任、降任及び転任等の人事異動
表彰、懲戒及び分限		表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限
昇給及び勤勉手当		昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当
指導教養及び監督		指導教養及び監督	指導教養及び監督	指導教養及び監督	指導教養及び監督	指導教養及び監督	指導教養及び監督
昇任、降任及び転任等の人事異動		昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動
表彰、懲戒及び分限		表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限
昇給及び勤勉手当		昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当	昇給及び勤勉手当
指導教養及び監督		指導教養及び監督	指導教養及び監督	指導教養及び監督	指導教養及び監督	指導教養及び監督	指導教養及び監督
昇任、降任及び転任等の人事異動		昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動	昇任、降任及び転任等の人事異動
表彰、懲戒及び分限		表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限	表彰、懲戒及び分限

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)公務災害・通勤災害の認定件数

(平成17年度)

区分	件数	区分	件数	区分	件数
公務災害	105	通勤災害	9	合計	114
内訳	知事部局	18	内訳	知事部局	21
	教育委員会	31		教育委員会	35
	警察本部	56		警察本部	58

(2)健康診断実施状況

(平成17年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	5,257	3,910	2,416
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	347	-	16
ボイラー業務健康診断	ボイラー業務に従事する職員	8	-	-
農業業務健康診断	農業取扱業務に従事する職員	172	-	-
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	85	-	11
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	109	-	-
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	78	-	-
介護業務健康診断(腰痛検査)	児童福祉施設において障害児を介護する職員 盲・ろう・養護学校教職員の希望者	31	73	-
給食業務健康診断	給食業務従事者	-	18	6
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員(教育委員会は学校の教職員除く。)	5,028	395	2,412
B型肝炎検査	血液取扱業務従事者のうち希望する職員 盲・ろう・養護学校教職員のうち希望する職員	221	1,000	117
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	18	-	-
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	614	-	571
高気圧作業健康診断	高気圧作業従事者	-	-	11
結核検診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	122	-	-
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	33	-	-

(注) 教育委員会の受診者数には、市町村立学校の教職員を含みません。

(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況

(平成17年度)

	(財)和歌山県職員互助会	(財)和歌山県教育互助会	(財)和歌山県警察共助会
会員数	5,467人	10,212人	2,478人
掛金	232,255千円	492,163千円	88,039千円
掛金率	(給料)×10/1000	(給料)×10/1000	(給料+扶養手当)×8/1000
補助金	34,628千円	86,651千円	20,500千円
公費充当事業	<ul style="list-style-type: none"> ○短期給付事業(管理費) ○公益事業(公益活動費) ○福利厚生事業(体育文化事業、人間ドック等助成費、サークル活動費) ○保健福利事業(人間ドック受診助成金) 	<ul style="list-style-type: none"> ○公益研修事業費(体育文化事業費) ○福利厚生事業(保健健診費(人間ドック等)、広報費) 	<ul style="list-style-type: none"> ○公益事業(慰霊祭補助) ○福利厚生事業(文化・教育・体育・レクリエーション関連事業、福利事業、管理費) ○保健衛生事業(人間ドック、定期健康診断上乘せ検診等)

※ 平成18年度から、(財)和歌山県職員互助会、(財)和歌山県教育互助会及び(財)和歌山県警察共助会に対する補助金は、廃止しました。

8 その他知事が必要と認める事項

(平成17年度) (単位:人)

区分 職種	平成16年度 退職者数 a	定年退職者・勲褒退職者の再就職者数										再就職しない 者又は不明で ある者 n
		県に再就職した者					県以外に再就職した者					
		再任用職員 (常勤勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 うち再任用職員 h	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l	自営業 m	
一般行政職	162	-	23	5	-	-	2	4	33	14	-	81
研究職	14	-	3	-	-	-	-	-	2	2	-	7
医療職	18	-	2	-	2	-	-	-	4	1	-	9
技能労務職	20	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10
教育職	273	2	-	1	-	-	22	-	5	-	1	242
警察職	43	-	-	12	-	-	-	-	17	4	-	10
合計	530	2	38	18	2	0	24	4	61	21	1	359

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況(平成17年度)

ア 採用試験

(ア) 試験の名称 I種(大学卒業程度)試験

- a 受験資格 (a) 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人
 (b) 昭和59年4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成18年3月末日までに卒業見込みの人
 (c) 人事委員会が(b)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

日時: 平成17年6月26日(日)

場所: 和歌山会場
 県立向陽高等学校
 田辺会場
 県立田辺高等学校

c 最終試験

日時: 平成17年8月2日(火)

場所: 県民文化会館
 経済センター

平成17年8月4日(木)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般行政職	673	470	45	22	21.4
学校事務職	88	71	6	3	23.7
警察事務職	93	71	4	2	35.5
土木職	80	62	16	8	7.8
建築職	12	11	4	3	3.7
化学職	33	22	4	2	11.0
農学職	40	33	4	2	16.5
農業工学職	6	5	3	1	5.0
林学職	16	16	3	1	16.0
合計	1,041	761	89	44	17.3

(イ) 試験の名称 II種(短大卒業程度)試験

- a 受験資格 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人
 ただし、学歴制限あり

b 第1次試験

日時: 平成17年9月25日(日)

場所: 和歌山会場
 県立和歌山商業高等学校
 田辺会場
 県立田辺工業高等学校

c 最終試験

日時: 平成17年10月27日(木)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
土木職	18	13	3	1	13.0

(ウ) 試験の名称 III種(高校卒業程度)試験

- a 受験資格 昭和56年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
 ただし、学歴制限あり

b 第1次試験

日時: 平成17年9月25日(日)

場所: 和歌山会場
 県立和歌山商業高等学校
 田辺会場
 県立田辺工業高等学校
 新宮会場
 県立新宮高等学校

c 最終試験

日時: 平成17年10月27日(木)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	140	114	6	3	38.0
学校事務	53	48	4	2	24.0
警察事務	39	34	7	3	11.3
土木	6	4	2	1	4.0
農業	11	10	3	1	10.0
合計	249	210	22	10	21.0

(イ) 試験の名称 警察官A

a 受験資格

- 昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
 (a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成
 18年3月末日までに卒業見込みの人
 (b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人
 ※武道枠は別途資格要件あり

b 第1次試験

日時: 平成17年5月8日(日)

場所: 和歌山会場
 県立星林高等学校
 田辺会場
 県立田辺商業高等学校

c 第2次試験

日時: 平成17年6月6日(月)

場所: 県民文化会館
 県立体育館
 体力開発センター

平成17年6月9日(木)

d 最終試験

日時: 平成17年7月20日(水)

場所: 県民文化会館

平成17年7月21日(木)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官A 男性 一般	430	385	163	77	48	8.0
警察官A 女性 一般	63	50	20	11	5	10.0
警察官A 男性 武道(柔道)	5	5	2	1	1	5.0
警察官A 男性 武道(剣道)	2	2	1	1	1	2.0
合計	500	442	186	90	55	8.0

(オ) 試験の名称 警察官B

a 受験資格

- 昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
 ただし、次の人は除く。
 (a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成
 18年3月末日までに卒業見込みの人
 (b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

日時: 平成17年9月18日(日)

場所: 和歌山会場
 県立和歌山工業高等学校
 田辺会場
 県立田辺商業高等学校

c 第2次試験

日時: 平成17年10月17日(月)

場所: 県民文化会館
 和歌山ビッグ愛
 和歌山ビッグホエール

平成17年10月18日(火)

d 最終試験

日時: 平成17年11月21日(月)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官B 男性 一般	254	210	95	45	27	7.8
警察官B 女性 一般	38	34	13	7	3	11.3
合計	292	244	108	52	30	8.1

(カ) 試験の名称 第1回育休任期付職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 昭和24年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人

b 第1次試験

日時: 平成17年8月27日(土)

場所: 和歌山会場
県民文化会館
田辺会場
西牟婁振興局

c 最終試験

日時: 平成17年9月12日(月)

場所: 和歌山会場
県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務A・和歌山	24	23	10	5	4.6
一般事務B・和歌山	6	6	4	2	3.0
一般事務・紀北	6	5	4	2	2.5
一般事務・東牟婁	1	1	1	0	-
土木・紀中	0	-	-	-	-
合計	37	35	19	9	3.9

試験区分のうち一般事務Aは知事部局、一般事務Bは教育委員会事務局での勤務となります。

また、「和歌山」、「紀北」、「紀中」及び「東牟婁」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- (a) 和歌山: 和歌山市、海南市、海草郡
- (b) 紀北: 橋本市、那賀郡、伊都郡
- (c) 紀中: 有田市、御坊市、有田郡、日高郡
- (d) 東牟婁: 新宮市、東牟婁郡

(キ) 試験の名称 第2回育休任期付職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 昭和24年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人

b 第1次試験

日時: 平成18年2月5日(日)

場所: 和歌山会場
県民文化会館
田辺会場
西牟婁振興局

c 最終試験

日時: 平成18年2月22日(水)

場所: 和歌山会場
経済センター
田辺会場
ビッグ・ユー

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	21	20	9	4	5.0
一般事務・紀中	3	3	3	2	1.5
一般事務・西牟婁	5	4	3	1	4.0
土木・紀北	3	3	3	1	3.0
土木・紀中	2	2	2	1	2.0
林業・西牟婁	1	1	1	1	1.0
農業・和歌山	3	2	2	1	2.0
農業・紀北	3	3	3	1	3.0
学校事務・紀中	6	4	3	2	2.0
学校事務・東牟婁	8	7	3	1	7.0
合計	55	49	32	15	3.3

試験区分のうち「和歌山」、「紀北」、「紀中」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- (a) 和歌山: 和歌山市、海南市、海草郡
- (b) 紀北: 橋本市、紀の川市、那賀郡、伊都郡
- (c) 紀中: 有田市、御坊市、有田郡、日高郡
- (d) 西牟婁: 田辺市、西牟婁郡
- (e) 東牟婁: 新宮市、東牟婁郡

イ 昇任試験

試験の名称 警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	111	14	7.9
警 部 補	177	36	4.9
巡 査 部 長	393	50	7.9

(専門)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	11	2	5.5
警 部 補	6	0	—
巡 査 部 長	4	1	4.0

(2) 選考の状況(平成17年度)

ア 採用選考の状況

(ア) 公募選考試験の状況

a 試験の名称 獣医師採用選考試験(Ⅰ種試験と同日実施)

- (a) 受験資格 ・昭和41年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた人
 ・獣医師の免許取得者及び平成18年春季までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

日時: 平成17年6月26日(日)

場所: 和歌山会場
 県立向陽高等学校
 田辺会場
 県立田辺高等学校

(c) 最終試験

日時: 平成17年8月4日(木)

場所: 経済センター

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
獣 医 師	9	4	2	2	2.0

b 試験の名称 資格免許職等職員採用選考試験(Ⅱ種・Ⅲ種試験と同日実施)

「保健師、栄養士、学校栄養職員、職業訓練指導員」

- (a) 受験資格 昭和41年4月2日以降に生まれた人で、各試験区分に応じた資格免許取得者又は平成18年春季までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

日時: 平成17年9月25日(日)

場所: 和歌山会場
 県立和歌山商業高等学校
 田辺会場
 県立田辺工業高等学校

(c) 最終試験

日時: 平成17年10月27日(木)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
保 健 師	24	22	3	1	22.0
栄 養 士	30	27	3	1	27.0
学 校 栄 養 職 員	84	73	4	2	36.5
職 業 訓 練 指 導 員	12	12	3	1	12.0

c 試験の名称 資格免許職等(専任教員及び獣医師)採用選考試験

- (a) 受験資格 ・専任教員:昭和36年4月2日以降に生まれた人
 ・獣医師:昭和41年4月2日以降に生まれた人
 (専任教員、獣医師とも定められた免許及び資格取得者又は平成18年春季までに取得見込みの人)

(b) 試験日

日時: 平成18年3月5日(日)

場所: 経済センター

試験区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率
専 任 教 員	1	1	1	1.0
獣 医 師	10	9	4	2.3

d 試験の名称 第1回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

- (a) 受験資格 昭和24年4月2日以降に生まれた人で各試験の資格免許取得者

(b) 第1次試験

日時: 平成17年8月27日(土)

場所: 県民文化会館

(c) 最終試験

日時: 平成17年9月12日(月)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
獣 医 師	0	-	-	-	-
臨 床 検 査 技 師	2	2	1	0	-
社 会 福 祉	1	1	1	1	1.0
看 護 師	2	2	1	1	2.0
合 計	5	5	3	2	2.5

e 試験の名称 第2回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格 昭和24年4月2日以降に生まれた人で各試験の資格免許取得者

(b) 第1次試験

日時: 平成18年2月5日(日)

場所: 和歌山会場
県民文化会館
田辺会場
西牟婁振興局

(c) 最終試験

日時: 平成18年2月22日(水)

場所: 和歌山会場
経済センター
田辺会場
ビッグ・ユー

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉	4	4	4	2	2.0
保健師	2	2	2	1	2.0
看護師・紀北	1	1	1	1	1.0
看護師・紀中	1	1	1	1	1.0
看護師・東牟婁	2	2	2	1	2.0
学校栄養職員・紀中	3	3	3	1	3.0
合計	13	13	13	7	1.9

試験区分のうち「紀北」、「紀中」及び「東牟婁」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- ・紀北: 橋本市、紀の川市、那賀郡、伊都郡
- ・紀中: 有田市、御坊市、有田郡、日高郡
- ・東牟婁: 新宮市、東牟婁郡

(イ) その他の選考の状況

職	一般職						警察官					現業職	計	
	部長 相当職	次長 相当職	課長 相当職	課長補佐 相当職	係長 相当職	吏員 相当職	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査			
知事	1	1	6	6	10	29								53
教育委員会			1	7	2								3	13
警察本部長					2		3	4	4	19	2			34
合計	1	1	7	13	14	29	3	4	4	19	2	3	100	

イ 昇任選考の状況

職	一般職					警察官				現業職	計
	部長 相当職	次長 相当職	課長 相当職	課長補佐 相当職	係長 相当職	警視	警部	警部補	巡査部長		
知事	8	19	46	114	84					7	278
教育委員会		2	3	12	21					1	39
警察本部長			1	2	5	16	23	34	15		96
人事委員会					1						1
合計	8	21	50	128	111	16	23	34	15	8	414

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成17年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

本年の給与等に関する報告及び勧告のポイント

○2年ぶりに月例給の引下げ改定(平成17年度)

- ・ 民間の給与は職員の給与を4,373円(1.09%)下回っており、公民の較差を解消するため月例給を引下げ改定 ～給料及び配偶者に係る扶養手当の引下げ～
- ・ 8年ぶりに期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.05月分)
- ※ これらにより、年間給与は約52,000円(△0.8%)の減少となります。

○給与構造の抜本的な見直しの実施(平成18年4月～)

- ・ 給料表構造の見直し
- ・ 地域手当の新設
- ・ 勤務実績の給与への反映

ア 県職員給与

県職員の代表的な職種である行政職給料表適用職員の給与等の実態は次のとおりです。なお、県職員の給与は、職員の給与に関する条例等の特例措置により、平成17年4月から平成18年3月までの間、給料の減額(管理職員2%、一般職員1%)が行われており、平成17年4月に実際に支払われた県職員の給与額は、「減額後」の額です。

県職員給与等(平成17年4月分)

区分	職員数	平均年齢	給与月額	
			減額前	減額後
行政職	4,263人	42.7歳	399,961円	395,658円

※ 全職員(職員数 17,363人 平均年齢 44.0歳 給与月額 425,515円(減額前)、421,201円(減額後))

イ 民間給与と県職員給与との比較

前記1のとおり、県職員の給与は特例措置による減額が行われていますが、この措置が本県の厳しい財政状況によりとられている時限的な措置であるということを考慮して、県職員の給与を検討するに当たっては、減額前の県職員の給与を基に民間給与との比較を行いました。

(7) 民間給与と県職員給与との公民較差 (平成17年4月分)

民間の給与	職員の給与	較差
395,588円	399,961円	△4,373円(△1.09%)

※ 減額後の職員の給与 395,658円(較差 △70円、△0.02%)

(イ) 民間の特別給(ボーナス)の支給割合(平成16年8月～平成17年7月)

民間の年間支給割合	職員の年間支給割合	差
4.47月分	4.40月分	0.07月分

ウ 本年の給与改定に係る勧告

本年の給与改定について、次のとおり勧告しました。

(ア) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告による国の行政職俸給表(一)に準じて改定すること。

なお、改定に当たっては、本県の公民較差を考慮する必要がある。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表の改定内容に準じて改定すること。

(イ) 諸手当

- a 扶養手当を人事院勧告による改定内容に準じて改定すること。
 - ・ 配偶者に係る扶養手当の支給月額を引下げ 13,500円→13,000円
- b 初任給調整手当を人事院勧告による改定内容に準じて引下げ改定すること。
 - ・ 医師及び歯科医師 最高月額307,900円→306,900円
 - ・ 医系教官等 最高月額 50,200円→ 50,000円
- c 期末・勤勉手当を人事院勧告による改定内容に準じて改定すること。
 - ・ 0.05月分の引上げ(年間支給月数 4.40月分→4.45月分)
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
本年度	期末手当 勤勉手当	1.4月(支給済み) 0.7月(支給済み)	1.6月(改定なし) 0.75月(現行0.7月)
18年度	期末手当 勤勉手当	1.4月 0.725月	1.6月 0.725月

- ・ 平成17年度の公民の年間給与の均衡を図るため、公民較差相当分を12月期の期末手当で減額し、調整すること。

(ウ) 改定の実施時期

勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

[参考]勧告により改定した場合の職員の給与額

①給与月額				
区分	改定前給与	改定後給与	改定額	改定率
行政職	399,961円	395,588円	△4,373円	△1.09%

②年間給与額(試算)	
行政職	
平均年齢42.7歳で約52,000円(0.8%)の減少	(現行6,579千円→6,527千円)

※ 月例給の引下げ改定及び期末・勤勉手当0.05月分増額の影響

エ 給与構造の見直し(平成18年4月～)に係る勧告

民間において職能給重視の賃金制度が浸透してきている中、本県においては、年功的な給与上昇を抑制し、職務給の原則、成績主義に則った給料表構造への転換と地域手当の新設及び職員の勤務実績が給与に反映される制度を早急に整備する必要があると認め、人事院勧告に準じて次のとおり勧告しました。

(ア) 給料表構造の見直し

給料表の水準を平均4.8%引き下げ、職務の級間の水準の重なりを縮小することによる給与カーブのフラット化などを主な改定内容とする給料表に改定すること。

(イ) 地域手当の新設

地域手当を人事院勧告による国の制度に準じて新設すること。(和歌山市、橋本市に3%支給)

なお、和歌山市以外の本県の地域にあつては、一定の期間、所要の経過措置を講じた地域手当を支給することが適当であること。

(ウ) 勤務実績の給与への反映

昇給制度及び勤勉手当について、査定昇給制度の導入など、職員の勤務実績が、給与により一層適正に反映される制度を国に準じて早急に整備すること。

(エ) 改定の実施時期

平成18年4月1日から実施すること。

オ 公務運営の改善

公務運営の改善に向けて検討すべき事項及び今後の課題として、次の事項について報告しました。

(ア) 人事評価制度の整備

人事評価制度は、これまで積み上げてきた評価方法等をもとに検討を行っていく必要がある。また、客観的で公正性や透明性が高いものであって、職員の資質・能力が最大限に発揮されるものでなくてはならず、導入に際しては、関係者間で十分協議を行い、職員の理解や納得を得ながら進めていく必要があること。

(イ) 職業生活と家庭生活の両立

「和歌山県特定事業主行動計画」にそつて、職員が相互に支え合い、仕事と子育ての両立をより一層進めるよう、目標達成に向けて職場環境の整備等に取り組む必要がある。また、人事院の「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を参考とし、女性職員の管理職への登用拡大について一層努める必要があること。

(ウ) 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

管理職員は職員の労働時間等を的確に把握し、超過勤務の抑制に努める必要がある。また、年次有給休暇については、職員相互の応援、補助体制等の環境整備、管理職員の取得実践など取得促進に向けて取り組む必要があること。

(エ) 心の健康づくりの保持増進

職員の心の健康づくりのため、「相談体制」の充実と職場復帰後の再発防止等の施策が必要であること。

(2) 報告資料
了 職員の給与
(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

区 分	職 員 数			知 事	県議会議員	代表監査委員	教 育 委 員 会			人事委員会	警察本部長	海区漁業 調整委員会
	平成16年4月	増	減				本 庁 等	県立学校	小学校・中学校			
給 料 表												
全	人 17,363	人 △211	人 17,574	人 4,954	人 32	人 18	人 353	人 3,115	人 6,470	人 13	人 2,407	人 1
行 政 職	4,263	△ 54	4,317	3,347	32	18	341	207	-	13	304	1
研 究 職	215	△ 5	220	207	-	-	-	-	-	-	14	-
医 療 職 (1)	28	2	26	28	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 職 (2)	241	△ 2	243	231	-	-	-	10	-	-	-	-
医 療 職 (3)	841	△ 10	851	841	-	-	-	-	-	-	-	-
大 学 等 教 育 職 員	306	△ 2	308	306	-	-	-	-	-	-	-	-
高 等 学 校 等 教 育 職 員	2,889	△ 20	2,909	-	-	-	-	2,889	-	-	-	-
県 立 中 学 校 教 育 職 員	9	3	6	-	-	-	-	9	-	-	-	-
警 察 官	2,089	39	2,050	-	-	-	-	-	-	-	2,089	-
市 町 村 立 小 学 校・ 中 学 校 等 教 育 職 員	6,040	△149	6,189	-	-	-	12	-	6,028	-	-	-
学 校 栄 養 職 員	70	△ 7	77	-	-	-	-	-	70	-	-	-
学 校 専 務 職 員	372	△ 6	378	-	-	-	-	-	372	-	-	-

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均勤続年数
全	17,363 人	44.0 歳	20.5 年
行政職	4,263	42.7	19.7
研究職	215	42.3	17.2
医療職(1)	28	41.7	10.2
医療職(2)	241	43.0	18.6
医療職(3)	841	37.0	12.6
大学等教育職員	306	43.4	7.9
高等学校等教育職員	2,889	44.7	20.3
県立中学校教育職員	9	40.1	17.1
警察官	2,089	41.7	19.9
市町村立小学校・ 中学校等教育職員	6,040	46.7	23.3
学校栄養職員	70	41.0	17.3
学校事務職員	372	41.9	21.6
平成16年4月 全	17,574 人	43.8 歳	20.3 年

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	% 100.0	% 69.1	% 15.6	% 15.1	% 0.2	% 62.1	% 37.9
行政職	100.0	65.5	10.1	24.1	0.3	82.2	17.8
研究職	100.0	90.2	6.1	3.7	-	90.7	9.3
医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	75.0	25.0
医療職(2)	100.0	47.3	52.3	0.4	-	62.7	37.3
医療職(3)	100.0	14.5	62.2	23.2	0.1	10.9	89.1
大学等教育職員	100.0	94.1	5.6	0.3	-	81.0	19.0
高等学校等教育職員	100.0	92.4	5.9	1.7	-	61.9	38.1
県立中学校教育職員	100.0	100.0	-	-	-	66.7	33.3
警察官	100.0	44.1	1.1	53.6	1.2	95.4	4.6
市町村立小学校・ 中学校等教育職員	100.0	79.8	20.0	0.2	-	44.4	55.6
学校栄養職員	100.0	31.4	68.6	-	-	1.4	98.6
学校事務職員	100.0	4.3	40.3	55.4	-	27.7	72.3

平成16年4月 全	% 100.0	% 68.4	% 15.9	% 15.5	% 0.2	% 62.0	% 38.0
--------------	------------	-----------	-----------	-----------	----------	-----------	-----------

(工) 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料月額	扶養手当	調整手当	小計	住居 手当等 通勤	合計
	円	円	円	円	円	円
全	388,104 (392,418)	11,291	9,382	408,777 (413,091)	12,424	421,201 (425,515)
行政職	357,765 (362,068)	13,188	10,583	381,536 (385,839)	14,122	395,658 (399,961)
研究職	364,215 (368,559)	14,165	8,992	387,372 (391,716)	16,470	403,842 (408,186)
医療職(1)	437,128 (443,581)	12,089	48,565	497,782 (504,235)	280,573	778,355 (784,808)
医療職(2)	363,657 (367,367)	10,400	9,255	383,312 (387,022)	6,215	389,527 (393,237)
医療職(3)	312,332 (315,501)	4,559	7,744	324,635 (327,804)	5,860	330,495 (333,664)
大学等教育職員	417,293 (421,718)	15,794	13,902	446,989 (451,414)	46,026	493,015 (497,440)
高等学校等教育職員	412,105 (416,282)	11,156	9,213	432,474 (436,651)	8,289	440,763 (444,940)
県立中学校教育職員	378,662 (382,895)	9,833	11,941	400,436 (404,669)	16,877	417,313 (421,546)
警察官	356,462 (360,275)	15,140	10,068	381,670 (385,483)	9,441	391,111 (394,924)
市町村立小学校・ 中学校等教育職員	422,582 (427,370)	9,743	8,423	440,748 (445,536)	12,796	453,544 (458,332)
学校栄養職員	339,071 (342,496)	3,700	6,570	349,341 (352,766)	4,653	353,994 (357,419)
学校事務職員	349,961 (353,496)	5,948	6,451	362,360 (365,895)	5,828	368,188 (371,723)

(注) 1 給料月額には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」を含む。

2 ()内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成17年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業(学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体)」に分類された175事業所

(b) 調査対象職種

76職種(うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種)

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従って、産業、規模等によって13層に層化し、経費、労力等を考慮して定めた抽出率を用いて、これらの層から95事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(c) 調査実人員

4,138人(うち初任給関係503人)であるが、行政職に相当する調査実人員は2,997人(うち初任給関係349人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は10,618人であり、うち、行政職に相当するものは、6,569人である。

e 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

規 模 産 業	規 模 計	事 業 所 規 模					企 業 規 模	
		500人 以上	300人 ～499人	200 ～299人	100人 ～199人	50人 ～99人	500人 以上	500人 未 満
産業計	事業所 93	事業所 8	事業所 2	事業所 7	事業所 30	事業所 46	事業所 40	事業所 53
建設業	4	-	-	-	-	4	3	1
製造業	39	6	1	3	12	17	12	27
電気・ガス・ 熱供給・水道業 情報通信業・ 運輸業	24	1	-	3	8	12	13	11
卸売・小売業	4	-	1	-	1	2	1	3
金融・保険業 不動産業	8	-	-	1	2	5	7	1
医療、福祉、教育 学習支援業、 サービス業	14	1	-	-	7	6	4	10

(ウ) 職種別、学歴別、規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	500人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	194,982	198,952	186,099
	短大卒	161,697	162,256	160,461
	高校卒	152,245	154,489	146,697

(工) 職種別、学歴別民間給与額

職 種 名	調 査 実 人	平 均 年 齢	平 成 1 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	6人	54.4歳	506,947円	-	506,947円	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)	
大学卒	2	52.0	460,403	-	460,403		
短大卒	1	59.5	1,120,925	-	1,120,925		
高校卒	2	53.3	399,781	-	399,781		
中学校卒	1	58.5	408,788	-	408,788		
工場長	4	50.3	650,491	-	650,491		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	50.3	650,491	-	650,491		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	27	52.7	634,612	-	634,612		3課以上又は構成員30人以上の部の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	22	51.9	637,594	-	637,594		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	5	55.8	588,752	-	588,752		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	30	49.6	571,233	-	571,233	同	
大学卒	20	48.7	580,971	-	580,971		
短大卒	3	55.8	612,972	-	612,972		
高校卒	7	49.6	524,931	-	524,931		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	10	47.4	557,675	-	557,675	上記部長に専故等のあるときの職務代行者	
大学卒	9	47.3	548,493	-	548,493		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	48.5	641,900	-	641,900		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	22	48.9	605,345	-	605,345	同	
大学卒	15	47.3	623,584	-	623,584		
短大卒	3	52.5	573,450	-	573,450		
高校卒	4	52.0	560,038	-	560,038		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	76	48.6	540,023	5,055	534,968	構成員4人以上の課長以上又は構成員10人以上の課の長	
大学卒	51	46.4	551,694	3,589	548,105		
短大卒	2	47.1	533,400	-	533,400		
高校卒	23	53.2	516,862	8,442	508,420		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	112	46.7	536,516	6,413	530,103		同
大学卒	67	43.8	531,664	2,358	529,306		
短大卒	13	49.1	545,847	487	545,360		
高校卒	32	50.8	541,412	15,953	525,459		
中学校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	平成17年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務	事務課長代理 105人	47.3	464,922	31,481	433,441	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	
	大 学 卒 56	41.9	468,182	19,648	448,534		
	短 大 卒 8	46.5	438,411	48,945	389,466		
	高 校 卒 41	54.1	465,408	43,156	422,252		
	中 学 卒 -	-	-	-	-		
	技術課長代理 79	44.0	485,642	26,324	459,318		同
	大 学 卒 43	38.9	467,868	7,988	459,880		上
	短 大 卒 10	50.1	510,451	13,328	497,123		
	高 校 卒 26	50.2	506,137	61,699	444,438		
	中 学 卒 -	-	-	-	-		
技 術	事務係長 182	47.5	424,578	33,232	391,346	課長に直属し部下を有する者	
	大 学 卒 69	41.9	419,276	35,881	383,395		
	短 大 卒 5	44.2	404,112	30,916	373,196		
	高 校 卒 107	50.5	427,341	32,640	394,701		
	中 学 卒 1	51.5	466,000	-	466,000		
	技術係長 89	44.0	497,108	66,831	430,277		同
	大 学 卒 51	42.4	483,643	86,800	396,843		
	短 大 卒 10	38.2	406,336	54,103	352,233		
	高 校 卒 28	47.5	539,509	46,099	493,410		
	中 学 卒 -	-	-	-	-		
関 係 職 員	事務主任 112	39.6	360,910	43,686	317,224		
	大 学 卒 61	38.1	376,791	41,891	334,900		
	短 大 卒 15	36.6	326,091	34,056	292,035		
	高 校 卒 34	42.7	337,956	41,273	296,683		
	中 学 卒 2	36.5	493,098	134,001	359,097		
	技術主任 72	39.4	420,277	87,168	333,109		
	大 学 卒 42	39.0	439,302	91,878	347,424		
	短 大 卒 9	36.9	416,881	98,016	318,865		
	高 校 卒 20	40.6	387,045	76,610	310,435		
	中 学 卒 1	55.5	303,120	-	303,120		
職 種	事務係員 1,060	35.4	293,441	28,274	265,167		
	大 学 卒 456	31.5	294,202	33,691	260,511		
	短 大 卒 201	35.9	286,731	23,961	262,770		
	高 校 卒 393	38.6	293,320	24,566	268,754		
	中 学 卒 10	53.2	370,821	33,888	337,033		
	技術係員 662	37.2	361,036	67,090	313,946		
	大 学 卒 296	34.4	380,745	80,460	300,285		
	短 大 卒 114	37.7	385,806	67,182	318,624		
	高 校 卒 252	39.9	379,418	52,805	326,613		
	中 学 卒 -	-	-	-	-		

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A)-(B)
行政職給料表関係	395,588 円	395,658 円	△ 70 円 (△ 0.02%)
		399,961 円	△ 4,373 円 (△ 1.09%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度未処理件数 (事案件数) A	平成17.4.1～ 18.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成17.4.1～ 18.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成18.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成16年度未 処理件数 D	平成17年度新 規のうち処理 要求件数 E	
措置要求	0	0	0	0	0	0

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	前年度未処理件数 (事案件数) A	平成17.4.1～ 18.3.31の 請求案件数 (事案件数) B	平成17.4.1～ 18.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成18.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成16年度未 処理件数 D	平成17年度新 規のうち処理 請求件数 E	
分限処分	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)
免職	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)
懲戒処分	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)
戒告	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)

和歌山県報

平成十八年九月二十九日

号外

別冊